

特別児童扶養手当	児童手当																																			
精神または身体に中度以上の障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	児童を養育している方に対し、家庭での生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的として支給されます。																																			
次の条件に当てはまる障がいのある満20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方が支給対象者となります。 各級の障がいの程度は政令第1条第3項別表第3で定める状態であり、認定審査は診断書等により判定医が判定します。 ＜支給の対象となる児童＞ ◎特別児童扶養手当1級 ①身体障害者手帳の概ね1級・2級程度に該当する児童（内部的疾患を含む） ②療育手帳の判定がA程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいに該当する児童 ◎特別児童扶養手当2級 ①身体障害者手帳の概ね3級程度に該当する児童（内部的疾患を含む） ②療育手帳の判定がB1程度の知的障がい、または同程度の精神障がいに該当する児童 ※児童が障がいによる公的年金を受けられる場合や、児童が児童福祉施設（保育所・通園施設等を除く）に入所している場合は受給できません。（ただし、受給者等と一緒に入所の場合は受給できる場合があります）	次の条件に当てはまる児童を監護し、かつ生計を同一にする父もしくは母、または父母にかわって児童を監護し、かつその生計を維持している方が支給対象者となります。 ＜支給の対象となる児童＞ 日本国内に居住し、0歳から中学校修了まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童																																			
手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。	手当を受ける方の前年の所得が限度額以上ある場合は、特例給付の額となります。																																			
<table><tr><th>扶養親族の人数</th><th>請求者本人の所得制限限度額</th><th>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th></tr><tr><td>0人</td><td>459.6万円</td><td>628.7万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>497.6万円</td><td>653.6万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>535.6万円</td><td>674.9万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>573.6万円</td><td>696.2万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>611.6万円</td><td>717.5万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>649.6万円</td><td>738.8万円</td></tr></table>	扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	459.6万円	628.7万円	1人	497.6万円	653.6万円	2人	535.6万円	674.9万円	3人	573.6万円	696.2万円	4人	611.6万円	717.5万円	5人	649.6万円	738.8万円	<table><tr><th>扶養親族等の人数</th><th>所得制限限度額</th></tr><tr><td>0人</td><td>622万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>660万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>698万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>736万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>774万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>812万円</td></tr></table>	扶養親族等の人数	所得制限限度額	0人	622万円	1人	660万円	2人	698万円	3人	736万円	4人	774万円	5人	812万円
扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																																		
0人	459.6万円	628.7万円																																		
1人	497.6万円	653.6万円																																		
2人	535.6万円	674.9万円																																		
3人	573.6万円	696.2万円																																		
4人	611.6万円	717.5万円																																		
5人	649.6万円	738.8万円																																		
扶養親族等の人数	所得制限限度額																																			
0人	622万円																																			
1人	660万円																																			
2人	698万円																																			
3人	736万円																																			
4人	774万円																																			
5人	812万円																																			
※扶養の状況により限度額に加算できる場合があります。	※扶養の状況により限度額に加算できる場合があります。																																			
【手当月額】平成25年10月改定（平成26年4月改定予定） <table><tr><th>等級</th><th>対象児童1人につき</th></tr><tr><td>1級</td><td>50,050円</td></tr><tr><td>2級</td><td>33,330円</td></tr></table> 【支給月】4月、8月、11月（各月11日）	等級	対象児童1人につき	1級	50,050円	2級	33,330円	【手当月額】平成24年4月改定 <table><tr><th colspan="3">所得制限限度額未満</th><th>所得制限限度額以上</th></tr><tr><td colspan="3">3歳未満（一律）</td><td>15,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">3歳～小学生</td><td>第1、2子</td><td>10,000円</td><td rowspan="3">特例給付額 5,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>15,000円</td></tr><tr><td colspan="3">中学生（一律）</td><td>10,000円</td></tr></table> ※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 【支給月】6月、10月、2月（各月10日）	所得制限限度額未満			所得制限限度額以上	3歳未満（一律）			15,000円	3歳～小学生	第1、2子	10,000円	特例給付額 5,000円	第3子以降	15,000円	中学生（一律）			10,000円											
等級	対象児童1人につき																																			
1級	50,050円																																			
2級	33,330円																																			
所得制限限度額未満			所得制限限度額以上																																	
3歳未満（一律）			15,000円																																	
3歳～小学生	第1、2子	10,000円	特例給付額 5,000円																																	
	第3子以降	15,000円																																		
中学生（一律）				10,000円																																
認定請求書を提出し県知事の認定を受けることで支給されます。 【必要書類】①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ③所定の診断書（養育手帳がA判定又は身体障害者手帳が1～3級が交付されている場合はその写しにより診断書を省略できる場合があります） ④その他必要書類 【提出先】子育て課子ども支援係	出生や転入により新たに受給資格が生じた場合には、認定請求書を提出し市長の認定を受けることで支給されます。公務員の方は勤務先での申請となります。 【必要書類】①請求者の保険証 ②請求者本人名義の通帳 ③その他必要書類 【提出先】子育て課子ども支援係																																			

問い合わせ・提出先
特別児童扶養手当・児童扶養手当・児童手当について
子育て課子ども支援係 ☎（22）2111（内線356）

名称	児童扶養手当																																	
目的	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。																																	
手当の対象者	次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。なお、児童が18歳に達した場合で、政令で定める障がいの状態であるときは20歳未満の者。）を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方が支給対象者となります。 ＜支給の対象となる児童＞ ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級が1級程度）にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母がDV保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童 ※父、母、養育者および児童が公的年金を受けることができる場合は受給できません。ただし、児童が父または母に支給されている公的年金給付の加算の対象となっている場合で障害基礎年金については、子の加算額と児童扶養手当額の比較によりどちらか一方に受給変更ができます。																																	
所得制限	手当を受ける方や扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。 <table><tr><th rowspan="2">扶養親族の人数</th><th colspan="2">請求者本人の所得制限限度額</th><th rowspan="2">孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額</th></tr><tr><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr><tr><td>0人</td><td>19万円</td><td>192万円</td><td>236万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>57万円</td><td>230万円</td><td>274万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>95万円</td><td>268万円</td><td>312万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>133万円</td><td>306万円</td><td>350万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>171万円</td><td>344万円</td><td>388万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>209万円</td><td>382万円</td><td>426万円</td></tr></table> ※扶養の状況により限度額に加算できる場合があります。				扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	全部支給	一部支給	0人	19万円	192万円	236万円	1人	57万円	230万円	274万円	2人	95万円	268万円	312万円	3人	133万円	306万円	350万円	4人	171万円	344万円	388万円	5人	209万円	382万円	426万円
扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額																															
	全部支給	一部支給																																
0人	19万円	192万円	236万円																															
1人	57万円	230万円	274万円																															
2人	95万円	268万円	312万円																															
3人	133万円	306万円	350万円																															
4人	171万円	344万円	388万円																															
5人	209万円	382万円	426万円																															
支給額 支給月	【手当月額】平成25年10月改定（平成26年4月改定予定） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">月額</th><th colspan="2">児童加算額</th></tr><tr><th>第2子</th><th>第3子以降</th></tr><tr><td>全部支給</td><td>41,140円</td><td rowspan="2">5,000円</td><td rowspan="2">3,000円</td></tr><tr><td>一部支給</td><td>所得額に応じ 41,130～9,710円</td></tr></table> 【支給月】4月、8月、12月、（各月11日）				区分	月額	児童加算額		第2子	第3子以降	全部支給	41,140円	5,000円	3,000円	一部支給	所得額に応じ 41,130～9,710円																		
区分	月額	児童加算額																																
		第2子	第3子以降																															
全部支給	41,140円	5,000円	3,000円																															
一部支給	所得額に応じ 41,130～9,710円																																	
手続き 提出先	認定請求書を提出し市長の認定を受けることで支給されます。 【必要書類】①請求者と対象児童の戸籍謄本 ※子の入籍後の戸籍謄本（親子が一緒になっていて離婚の記載があるもの）。 ただし、子の入籍が間に合わない場合は、父または母と子の戸籍謄本を1通ずつ ②請求者と対象児童の保険証 ③年金手帳 ④その他必要書類 【提出先】子育て課子ども支援係																																	

※受給資格があっても請求しないと手当が受給できませんのでご注意ください。
詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。か担当課へお問い合わせください。
市公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>